

3 特殊性

搬送に時間を要している傷病への対応等、特殊な対応が必要なものの。

消防法第35条の8に定められる協議会の役割である「実施基準に係る連絡調整」の一環として、実施基準に関する調査・分析を行い、定性的に把握している実情を、定量的に把握し、その調査・分析結果に応じて分類を策定していくことが考えられる。

搬送先の選定が困難な例として

- ① 必要な医療を提供できる医療機能が限られるもの
 - ・ 開放骨折
 - ・ 吐血・下血
- ② 傷病者背景があるもの
 - ・ 透析
 - ・ 精神疾患
 - ・ 急性アルコール中毒
 - ・ 未受診の妊婦

等があると指摘されているが、これらの項目について実際に問題となっているかは、地域によって異なっており、分類として設定するかどうかは、地域の実情に応じて検討していくこととなる。

なお、精神疾患への対応は、現在厚生労働省で検討中である「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会報告書」を参考に体制を構築していくことが考えられる。